

(様式3)

令和5年度 動物実験等に関する報告

水産技術研究所（八重山庁舎）

項目	報告内容
<b>1 動物実験等の実施状況</b>	
(1) 実施件数	当該年度の実験件数の合計 3 件
(2) 使用動物種	アオウミガメ、タイマイ
(3) 関係研究課題数	3 課題(①②は外部機関、③が当所課題)
(4) 実験課題	①定置網における海亀混獲防止技術の開発と評価に関する研究 ②タイマイ第2世代の安定供給体制構築のための調査研究(ふ化率向上研究等) ③標識採捕・遠隔行動追跡を用いたアオウミガメによる海草藻場の食害実態調査
<b>2 点検・評価結果</b>	
(1) 所内規程の制定	・水産技術研究所 動物実験委員会規則（令和3年3月1日施行） ・水産技術研究所 動物実験に関する指針（令和3年3月1日施行）
(2) 動物実験委員会の設置状況・構成	・委員長：特任部長（八重山庁舎） ・委員：沖縄県水産海洋技術センター石垣支所長（外部委員）、技術開発第5グループ長、亜熱帯浅海域グループ長 ・事務局：管理課 課長補佐（八重山庁舎）
(3) 動物実験等の実施状況	委員会規則、及び動物実験に関する指針に従い、適切に実施された。
(4) 教育訓練等の実施	委員会において適切な計画が実施されるよう確認し、必要に応じて修正対応を委員会より連絡している。
(5) 実験動物の飼養等	委員会において、規則と指針に基づき適正に実施されていることを確認した。
(6) 緊急時の対応	緊急事態無し
(7) 総合評価	規定に適合し、適切に実施されていると評価する。

(様式3)

令和5年度 動物実験等に関する報告

水産技術研究所 (南勢拠点)

項 目	報 告 内 容
<b>1 動物実験等の実施状況</b>	
(1) 実施件数	当該年度の実験件数の合計 1 件
(2) 使用動物種	当該年度の実験に使用した全動物種名 マウス
(3) 関係研究課題数	当該年度の全実験課題数 7 課題
(4) 実験課題	課題を順次記載 ① 未解決疾病の感染予防技術の開発 ② 国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発 ③ 魚類のDNAワクチン有効性発揮メカニズムの解明 ④ ウナギのウイルス性血管内皮壊死症におけるウイルス・宿主間相互作用の解明 ⑤ ブリ類に対するワクチン開発に関する研究 ⑥ アコヤガイ大量死における免疫様現象の解明とそれを利用した防除法の開発 ⑦ マグロの代替魚種探索に関する研究
<b>2 点検・評価結果</b>	
(1) 所内規程の制定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 増養殖研究所動物実験委員会規則 (平成23年4月1日制定、平成24年11月19日改正)</li><li>・ 増養殖研究所動物実験に関する指針 (平成25年4月19日施行)</li><li>・ Guidelines for Animal Experimentation National Research Institute of Aquaculture, FRA, Japan (The Guidelines shall be effective from April 19, 2013) (上記指針の英訳版)</li><li>・ 水産技術研究所 動物実験委員会規則 (令和3年3月1日施行)</li><li>・ 水産技術研究所 動物実験に関する指針 (令和3年3月1日施行)</li></ul>
(2) 動物実験委員会の設置状況・構成	委員長：拠点長 副委員長：病理部長 事務局：業務推進チーム 構成員：委員長の指名する動物実験等及び実験動物に関して識見を有する者、所外の学識経験を有する者
(3) 動物実験等の実施状況	適正な方法、設備で実施されているかを委員会で審査し、承認されている。実施された実験は1件 (実験番号23001)
(4) 教育訓練等の実施	南勢拠点動物実験委員会に外部有識者として三重大学の教授を加えることで、情報公開に配慮した計画立案の必要性や具体的な計画書・記録書の

		書き方等について、大学での動物実験審査に係る経験をふまえて意見をいただき、関係者共有している。
	(5) 実験動物の飼養等	特段問題なく飼育されていた。
	(6) 緊急時の対応	発生しなかった。
	(7) 総合評価	特段の問題はない。

(様式3)

令和5年度 動物実験等に関する報告

水産技術研究所 (横浜庁舎)

項目	報告内容
<b>1 動物実験等の実施状況</b>	
(1) 実施件数	当該年度の実験件数の合計 1 件
(2) 使用動物種	マウス
(3) 関係研究課題数	当該年度の全実験課題数 3 課題
(4) 実験課題	課題を順次記載 ①水産物の安全性向上と高度利用のための研究開発 ②地球規模の食料問題の解決と人類の宇宙進出に向けた昆虫が支える循環型食料生産システムの開発 ③福島県水産業の復興及び再生のための総合研究
<b>2 点検・評価結果</b>	
(1) 所内規程の制定	水産技術研究所 動物実験委員会規則 (令和3年3月1日施行) 水産技術研究所 動物実験に関する指針 (令和3年3月1日施行)
(2) 動物実験委員会の設置状況・構成	委員長: 水産物応用開発部長 (所長による指名) 副委員長: 付加価値向上グループ長 (所長による指名) 委員: 所長の指名する動物実験等及び実験動物に関して 識見を有するもの及び所外の学識経験を有する者 事務局: 管理課長補佐 (所長による指名)
(3) 動物実験等の実施状況	委員会規則、及び動物実験に関する指針に従い、適切に実施された。
(4) 教育訓練等の実施	委員会において適切な計画が実施されるよう確認し、必要に応じて修正対応を委員会より連絡している。
(5) 実験動物の飼養等	委員会において、規則と指針に基づき適正に実施されていることを確認した。
(6) 緊急時の対応	緊急事態無し。
(7) 総合評価	規定に適合し、適切に実施されていると評価する。